

保護者の皆様へ

令和6年度 就学援助制度のご案内

山形市教育委員会 教育総務課

山形市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的支援を必要とするご家庭を対象に、小中学校でかかる費用の一部を援助しています。

就学援助について

対象となる費目と支給金額は下記のとおりです。

対象	支給する費用	支給額(年額)※3			
		小学校		中学校	
全認定者	学用品等費、通学用品費、 宿泊を伴わない校外活動費 学校給食費(市立学校のみ)	1年	13,230円	1年	25,040円
		2~6年	15,500円	2~3年	27,310円
該当者のみ	宿泊を伴う校外活動費	上限額 3,690円		上限額 6,210円	
	新入学児童生徒学用品等費	54,060円		60,000円	
	入学準備金(※2)	(54,060円)		(60,000円)	
	体育実技用具費	上限額 26,500円		上限額 7,650円	
	修学旅行費	上限額 22,690円		上限額 60,910円	
	オンライン学習通信費	14,000円		14,000円	

- ※1 生活保護を受けている方は、「修学旅行費」についてのみ、就学援助費として支給されます。それ以外の就学に係る費用は、生活保護費に含まれて支給されます。
- ※2 小学校入学準備金は受付が終了しています。中学校入学準備金については、小学校6年生の就学援助該当者に支給されます。
- ※3 令和5年度支給額です。令和6年度支給額については変更になる場合があります。

対象となる方

- 経済的支援を必要とする児童生徒の保護者の方(申請必要、収入審査があります)
※生活保護を受けている児童生徒の保護者の方は申請不要です。

基準例

住民票上同一世帯全員分の令和5年(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の収入金額等の合計が基準以下の方。

(注意)基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なります。表はあくまでも目安ですのでご注意ください。

下記は、令和5年度の基準額です。

世帯数	家族構成	令和5年分収入金額※1
2名	保護者1名(40歳)小学生1名(10歳)	おおよそ2,000,000円以下
3名	保護者1名(40歳)中学生1名(14歳)小学生1名(10歳)	おおよそ2,700,000円以下
4名	保護者2名(40歳)中学生1名(14歳)小学生1名(10歳)	おおよそ3,200,000円以下
5名	保護者2名(40歳)中学生1名(14歳)小学生1名(10歳) 祖父母1名(70歳)	おおよそ3,500,000円以下

※1 収入金額とは、給与所得者・年金所得者等の場合は控除前の金額です。事業(その他)収入の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた金額です。

※2 基準額は持ち家の方です。賃貸の住宅にお住まいの方は上記収入金額に家賃分が加算されます。(上限あり)

※3 失業手当も収入として加算されます。

基本的な申請の流れ

「就学援助申請書」を添付書類と一緒に学校に提出する。

- *教育総務課(市役所8階)でも受付を行います。学校とは情報の共有を行います。
- *中学校新1年生になる場合、小学校を卒業するまでは、通学している小学校にご相談ください。
- *添付する書類は、「就学援助申請書」裏面をご覧ください。

○申請書は、山形市役所ホームページからもダウンロードできます。検索方法は、
【山形市役所→暮らしの情報→小・中学校→就学援助・奨学金→令和6年度就学援助制度のご案内】

- *申請は年度毎必要です。
- *申請は随時受付(令和7年2月初旬まで)を行います。
(認定日は申請時期により異なります)

【お問い合わせ先】

お子さまの通学している学校
又は山形市教育委員会 教育総務課 学事係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL:023-641-1212(内482)
FAX:023-676-8755



【就学援助制度のQ&A】を掲載しています。どうぞご覧ください。



Q&A 就学援助制度

山形市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的支援を必要とするご家庭に小中学校でかかる費用の一部を援助しています。

Q1 就学援助制度とはどのようなものですか？

→ 小中学校に通学しているお子さんのいるご家庭に、学用品費や学校給食費などを支給する制度です。費目や金額などの詳細は、「令和6年度 就学援助のご案内」をご覧ください。

Q2 就学援助制度の申請はどのようにするのですか？

→ 「令和6年度 就学援助のご案内」と一緒に配布した「就学援助申請書」をご記入いただき、必要書類を添付してお子さんの通学している学校に提出してください。教育総務課(市役所8階)でも受付します。通学している学校とは、情報の共有を行います。

Q3 どのように認定されるのでしょうか？

→ 申請された添付書類を教育総務課で確認し、住民票上同一世帯全員分の収入額や家賃等を生活保護基準と対比して審査します。世帯数や年齢、家賃の額など各ご家庭の状況によって審査基準が異なります。あくまでもおおよその目安ですが、「令和6年度 就学援助のご案内」に参考として記載していますのでご覧ください。

Q4 申請をしようか迷っているがどうすればよいか？

→ 申請を迷っている方は、ぜひご申請ください。認定は、Q3に記載のとおり住民票上同一世帯全員分の収入額や家賃、世帯員の人数、世帯員の年齢など各ご家庭の状況によって審査基準が異なります。「令和6年度 就学援助のご案内」を参考にしてください。

Q5 前年度就学援助を申請しましたが非該当でした。今年度も申請できますか？

→ 就学援助の審査は、前年分の収入額等と今年度の世帯状況で審査しています。職場の変更や家族状況の変化等で、審査結果が変わります。ご希望がある場合は、毎年ご申請ください。

Q6 離婚したため、世帯の収入額が減少しました。年度途中でも申請できますか？

→ 年度途中の申請も随時受け付けます。(申請×切は2月初旬です。)申請書を提出した日が属する月から認定開始となりますので、ご家族の状況等に変更があった場合は、速やかにご申請ください。

Q7 特別支援学級に在籍していますが、就学援助は申請できますか？

→ 申請できます。ただし、就学援助に該当した場合は、特別支援教育就学奨励費と二重で支給されることはありません。

Q8 申請書を紛失してしまいました。申請書はどこでもらえますか？

→ 学校及び教育総務課に申請書を準備しています。
また、山形市ホームページからもダウンロードできます。
検索方法は……

【山形市役所→暮らしの情報→小・中学校→就学援助・奨学金

→令和6年度就学援助制度のご案内】

Q9 認定になった場合、学校集金はどうなるのですか？

→ 原則、就学援助品費は個人口座への振込みとなります。学校への支払いはご自身で行うこととなります。また、修学旅行費(該当者のみ支給)などは行事終了後の支給となります。ただし、学校給食費は教育総務課から給食センターへ直接支払います。学校集金については、学校によって対応が異なりますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

Q10 一度相談したいのですが、どこに相談すればいいですか？

→ まずは、お子さんの通学している学校にご相談ください。
教育総務課でも対応していますので、お気軽に教育総務課学事係までご連絡ください。

